茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 施行規則

> 平成27年3月31日 茨木市規則第42号 改正 平成28年3月30日規則第30号 平成28年9月30日規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に 関する条例(平成26年茨木市条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な 事項を定めるものとする。

(内閣総理大臣が定める基準の適用)

- 第2条 条例第3条第2項の規定による利用者負担額の算定は、前年度の内閣総理大臣が定める基準(以下この条において「内閣総理大臣が定める基準」という。)により、次の各号に掲げる子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下この条及び第5条第1項において「法」という。)第20条第4項に規定する支給認定子ども(以下「支給認定子ども」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額に基づき行うものとする。
 - (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び 同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもで幼稚園から教育 を受けるもの 内閣総理大臣が定める基準に規定する301人以上の定員区分における基 本分単価の額
 - (2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(幼稚園から教育を受けるものを除く。)及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 内閣総理大臣が定める基準に規定する111人から120人までの定員区分における基本分単価及び所長設置加算の額の合計額

(利用者負担額の決定)

- 第3条 市長は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第2条第2項 第1号の規定により提出された書類に基づき、条例第3条に定める利用者負担額を決定す るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、提出された書類に誤り又は不備がある場合は、自ら の調査に基づき、利用者負担額を決定することができる。

(利用者負担額等の通知)

第4条 条例第9条の規定による利用者負担額等の通知は、茨木市利用者負担額決定通知書 (様式第1号)により行う。

(利用者負担額等の減免)

- 第5条 条例第12条の規定により利用者負担額等(預かり保育料を除く。)を減額し、又は 免除することができる場合及びその額は、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する支給認定子ども及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 支給認定子どもで幼稚園から教育を受けたものについては別表第1に、同号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する支給認定子ども(幼稚園から教育を受けたものを除く。)及び 同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもについては別表第2 に定めるところによる。
- 2 条例第12条の規定により預かり保育料を免除することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 当該預かり保育を受ける子どもが属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号) による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律 第30号)による支援給付世帯である場合
 - (2) 当該預かり保育を受ける子どもが傷病等により月の初日から末日まで欠席し、利用者 負担額が免除されている場合
 - (3) 当該預かり保育を受ける子どもが児童養護施設に入所している場合
- 3 前2項の規定により利用者負担額等の減額又は免除を受けようとする者は、茨木市利用者負担額等減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、別表第2に定める支給認定子どもと同一世帯に属する当該支給認定子ども以外の小学校就学前子どもが、茨木市待機児童保育室を利用している場合にあっては、この限りでない。

(利用者負担額等の還付)

第6条 条例第14条ただし書の規定により、前条第2項、別表第1及び別表第2に定める減免基準に該当するときは、減額し、又は免除することができる利用者負担額等の額の全額を還付する。

(私立施設及び事業所の利用者負担額の徴収)

第7条 私立施設及び事業所の事業者は、教育又は保育(保育所における保育を除く。)を 提供した子どもの支給認定保護者等から、利用料として条例第3条に定める利用者負担額 を徴収する。 (徴収職員証の交付)

第8条 市長は、利用者負担額等の徴収に従事する職員に対し、徴収職員証(様式第3号) を交付する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(預かり保育料の特例)

- 2 条例附則第5項の規則で定める市立幼稚園は、次に掲げる市立幼稚園とする。
 - (1) 茨木市立天王幼稚園
 - (2) 茨木市立東雲幼稚園
- 3 条例附則第5項の規則で定める額は、附則別表に定めるとおりとする。 (内閣総理大臣が定める基準の適用の特例)
- 4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、第2条中「前年度の」とあるのは「平成27年4月1日における」とする。

(利用者負担額の減免の特例)

5 第5条第1項及び別表第2の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成27年8月31日までの間、平成27年3月31日に保育所を利用していた子どもにあっては、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下この項及び別表第2において「政令」という。)の規定による当該子どもに係る支給認定保護者の区分が、条例附則第3項の規定による廃止前の茨木市保育所における保育に関する条例(平成21年茨木市条例第48号)の規定による場合の保育料の階層区分(以下この項において「保育料の階層区分」という。)に相当する政令の規定による区分を超える場合は、当該支給認定保護者に係る利用者負担額から保育料の階層区分に相当する政令の規定による区分により算定したときの利用者負担額を減じた額を減額する。この場合においては、同条第3項の規定は適用しないものとする。

(私立施設・事業所の利用者負担額の徴収の特例)

6 当分の間、第7条の規定にかかわらず、法第31条の規定により確認を受けた私立幼稚園 (平成27年4月1日以後に設置されたものを除く。)は、教育を提供した子どもの支給認 定保護者等から条例第3条に定める利用者負担額の範囲内で事業者が定める額を徴収することができる。

附則別表

門則別衣			
実施日	実施時間	預かり)保育料(子ども
		1人ほ	こつき)
月・火・木・金曜日	午後2時から午後4時まで	日額	400円
	午後2時から午後5時まで	日額	500円
	午後2時から午後6時まで	日額	600円
	午前8時から午前9時まで及び午後2時から午	日額	700円
	後 6 時まで		
水曜日	午前11時30分から午後5時まで	日額	700円
	午前11時30分から午後6時まで	日額	800円
	午前8時から午前9時まで及び午前11時30分か	日額	900円
	ら午後6時まで		
長期休業日	午前8時から午後1時まで	日額	700円
	午後1時から午後6時まで	日額	700円
	午前8時から午後6時まで	日額	1,200円
全実施日	上記実施時間内において保護者が希望する時間	月額	10,000円

備考

- 1 教育委員会が必要と認めるときは、実施日における実施時間を変更することができる。
- 2 長期休業日とは、茨木市立幼稚園管理規則(昭和45年茨木市教育委員会規則第10号)第4条第1項第5号から第7号までに規定する夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日のうち、月曜日から金曜日までの日をいう。

附 則(平成28年規則第30号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(同年規則第54号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

区分	減免額

利用者負担	支給認定子どもが児童養護施設に入	免除
額	所する場合	
	支給認定保護者が当該年度の市町村	当該支給認定保護者に係る利用者負担
	民税を減額された場合	額から減額後の市町村民税の額に基づ
		き算定した利用者負担額を減じた額
	支給認定保護者が税法上の寡婦(夫)	当該支給認定保護者に係る利用者負担
	控除の所得要件等を満たし、かつ、婚	額から算定の対象となる市町村民税に
	姻によらずにひとり親になった場合	ついて寡婦 (夫) 控除が適用されるとみ
	であって、利用者負担額の算定の対象	なして算定した場合の利用者負担額を
	となる市町村民税において寡婦(夫)	減じた額
	控除が適用されない場合	
	支給認定子どもが傷病等により月の	該当する月のみ免除。ただし、2月を限
	初日から末日までの全日数にわたっ	度とする。
	て欠席した場合	
	市長が特に必要があると認めた場合	市長が別に定める額

別表第2

	区分	減免額
利用者負	支給認定保護者が当該年度の市町村	 当該支給認定保護者に係る利用者負担額
担額	民税を減額された場合	から減額後の市町村民税の額に基づき算
		定した利用者負担額を減じた額
	支給認定保護者が税法上の寡婦(夫)	当該支給認定保護者に係る利用者負担額
	控除の所得要件等を満たし、かつ、婚	から算定の対象となる市町村民税につい
	姻によらずにひとり親になった場合	て寡婦(夫)控除が適用されるとみなし
	であって、利用者負担額の算定の対象	て算定した場合の利用者負担額を減じた
	となる市町村民税において寡婦(夫)	額
	控除が適用されない場合	
	支給認定子どもと同一世帯に属する	当該支給認定保護者に係る利用者負担額
	当該支給認定子ども以外の小学校就	から支給認定子どもと同一世帯に属する
	学前子どもが、茨木市待機児童保育室	当該支給認定子ども以外の茨木市待機児
	を利用している場合	童保育室を利用している小学校就学前子
		どもを政令第14条本文に規定する負担額

		算定基準子どもとみなして同条の規定に
		より算定した額を減じた額
利用者負	支給認定子どもが傷病等により月の	該当する月のみ免除。ただし、2月を限
担額等	初日から末日までの全日数にわたっ	度とする。
	て欠席した場合	
	市長が特に必要があると認めた場合	市長が別に定める額

 茨
 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

茨木市長 印

茨木市利用者負担額決定通知書

利用者負担額について、次のとおり決定しましたので、通知します。

子どもの氏名	給付費 の額	円	階層	
施設名	利用者 負担額	円	咱眉	

※給付費は、入園(所)施設が保護者に代理して受領することになります。「利用者負担額」欄に記載されている金額を茨木市(公立幼稚園及び公・私立保育所の場合)又は各施設(私立幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業所の場合)にお支払いください。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に、茨木市を被告(茨木市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第2号(第5条関係)

茨 木 市 利 用 者 負 担 額 等 減 免 申 請 書

平成 年 月 日

(申請先)茨木市長

住	所	茨木市	
氏	名		•

次のとおり利用者負担額等の減免を申請します。

年度	施設名	入所(園)児童名	年齢	月額利用者負担額	階層	入所	(園)	日

申請の理由							
	氏	名	続柄	年齢	職業	月収	その他
宏							
家族の状況							
状況							
1)L							

様式第3号(第8条関係)

(表)

第 号

徴 収 職 員 証

写

真 所属部課

氏 名生年月日

平成 年 月 日発行

(裏)

- 1 この証は、利用者負担額等の徴収及び滞納に関する職務を行う場合には必ず携帯しなければならない。
- 2 この証は、関係人の請求があったときはいつでも提示しなければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証の有効期限は、発行の日から利用者負担額等の徴収及び滞納に関する職務に従事する間とする。